

Title	プレハーノフ著 西牟田久雄・直野敦訳 歴史における個人の役割
Sub Title	
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.4 (1956. 4) ,p.289(51)- 292(54)
JaLC DOI	10.14991/001.19560401-0046
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560401-0046

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新しい社會の内部に既に芽生えていた階級對立がかかる國家機構を必要としていた事をも指摘すべきではないか。ここに、次の「經費膨脹の傾向」へと續く一筋の糸を見出すべきではなからうか。ところで、經費の諸分類法が列記されたあとに當然期待してよい著者独自の經費分類は見出せなかつた。著者の意圖は、ニッペーの結論を援用しつつ、軍事費、植民地經營費、産業助長費、社會政策費、公債費の膨脹を帝國主義的發展と結びつけて説明すること(二〇三頁以下)によつて独自の經費論を展開する所にあると思われるが、その場合においても、經費の意義が主として經濟的機能に還元され、國家權力の機能と目的とを實現するものとしての政治的意義が十分に評價されているとはいえない。

租税論においては、まず資本主義國家の收入を分析して「租税收入が壓倒的な地位を占めていること」(一四七頁)をたしかめ、現代國家を「租税國家」(同上)と規定したのち、「近代租税制度の成立と發展」(一六六頁以下)のあとを見、「租税國家」の確立の契機を「私有財産權の確立」と「所有と支配との分離」(一七一頁)に求める。つづいて各國における租税原則論・租税制度の發展を述べたのち、「租税負擔の増大」(二〇六頁以下)の實態と意義が取上げられる。そして「このような租税負擔の増大が、經費の膨脹の反面であり、したがつてまた資本主義の帝國主義への發展の一面であること」(二一〇頁)が明かであるとする。増大した租税負擔はブルジョアの課税原則、たとえば「公平」の原則を一片のほごにすぎぬものにしてしまい、勞働階級や中小生産者階級にシワ寄せされることになつてくる(二三七頁)。しかし、その際に、このような現實と「ど

のような形で租税を課せうとも、それは剩餘價值に歸着し、しかもそれは利潤率ならびに利子率の平均化の法則性に沿つた形で、剩餘價值の諸分配形態に配分される」という「純粹な形で」の「資本主義の運動法則」(二二七頁)との關連は、あまり明確ではない。だから、この現實の事態を説明するのに、「右のような典型的歸着運動は、(後進資本主義國、および帝國主義段階の諸國では)いちじるしくゆがめられた形をとらざるを得なくなつてくる」(二二七頁)という言葉となり、何故そうなるのかという問いに對しては、「増大する租税を剩餘價值がもつばら負擔するのであつては、……利潤率は急激に低下することになり、資本はその負擔にたええないことになるからだ」(二三七頁)とのみ云われるだけであつて、徵稅權力が階級的權力に他ならず、しかもそれは、帝國主義體制のもとにおいては、少數の獨占資本の利害と結びついており、支配と所有の分離はいよいよ一つの擬制にすぎぬものとなつてきたという事實、しかもそれが資本主義經濟の法則的發展そのものの必然的歸着であるという點が見失なわれているように思われる。

公債論においても、最初に公債の本質と制度、種類が解説され(二三九頁)、次に「公債の成立と發展」(二四九頁以下)に關する史的考察が展開される。公債がその萌芽的段階において封建社會存立の基礎をほりくずし、資本の原始的蓄積推進の有力なてこの役割を果した事を指摘(二五〇頁)したのち、近代公債としては、「公債發行の議會による承認と、租税收入によるその元利支拂の保證と、金融市場の發達によるその流通性の發展という三要件がそなわつたときに成立した」(二五一頁)とされる。帝國主義段階に入るにつれ

て、經費規模の増大と税負擔の過重が慢性化し、そこに戦争や恐慌が加わつて、財政収支は不均衡を告げるに到り、その補填と恐慌や戦争による多額の費用が公債によつて調達されるようになってきた。他方、獨占資本の擁する過剰資本處理の一つの道として、安全確實な投資の對象として公債が浮びあがつてきた(二六一頁)。公債發行はインフレーションをとまらぬ事によつて、一方では金融資本の集積の程度をたかめ、他方では國民大衆をますます貧困化させてゆく。従つて資本主義の矛盾は、公債發行によつては解決せずにかえつて激化せざるを得ない(二七〇頁)と説かれている。しかし、公債の分析にあたつて、國際金融資本の最も強力な支配の手段としての外債の意義、或いは、第二次大戰後の「援助」の意義がほとんど顧みられていないという事を指摘しておきたい。

著者は、以上の全般的な検討の上に立つて次のような結論に到達する。「今や財政は、危機に瀕する資本主義經濟、たんにいへば金融資本に奉仕せしめられ、あらゆる面においてその大衆收奪機能の一環たる役割をになせられるようになってくる。しかもそのような性格が強くなればなるほど、増大する支出と停滞する收入との不均衡はひろがり、財政そのものが危機に瀕する。この危機を切り抜けるために公債政策やインフレーション政策がこころみられ、ついに戦争すらが、この危機を切り抜ける有力な方策とみなされるにいたるのであるが、これらじたいがさらにこの危機を擴大深化せざるをえない。」(四〇頁)そして、著者は國家をリヴァイアサンにたとえて、「このリヴァイアサンが、そのあくなき貪欲をもつて、社會の富のますます多くを吞吐しようとするほど、經濟の論理のそ

れにたいする叛逆はどうせん強まらざるをえない。それこそが財政の危機の本質なのであり、ここにわれわれは、その巨體を保持せんとするリヴァイアサンの苦惱をみななければならないのである。」(二九四頁)と結んでいる。

この結論についても、最初に述べたと同様の疑問が出てくるし、更に、本書全體についていえることだが、資本主義の發展、従つてそのなかでの財政の發展が、社會的諸關係においてどのような對立物を必然的に形成して來たのか、そして、その矛盾の解決を著者自身がどのような方向に見出しておられるのかという事を問題として残さざるをえないのである。(時潮社刊、四〇〇頁) (大島 通義)

ブレハーフ著
西牟田久雄・直野 敦譯

『歴史における個人の役割』

「それによつて、『偶然』がなんの役割もえんじないものとするれば、世界史はきわめて神秘的な性質のものとなるであろう。これらの偶然はいままでもなく、發展の一般的な行程にはいつてくるものであり、さらに他の偶然によつておきなわれる。發展の促進と遲滞とは、こうした『偶然』によつてはなはだしく左右されるもので、このなかには運動の先頭に立つ人々の性格の『偶然』もまたふくまれる。」(マルクス「クレーゲルマンへの手紙」)

ブレハーフは周知の通り「ロシアにおけるマルクス主義者の父」

といわれる。最近譯されたこの「歴史における個人の役割」は一八九八年に發表した彼の歴史理論の勞作である。當時ロシアには「批判的に思考する個人」が歴史の進歩の手に手であると考え、ロシアにおける資本主義の發展とその進歩性を否定してかかつていたナロードニキ主義の理論が存在していた。プレハノフはこのような理論に對して、マルクス主義の立場から批判を試みている。彼の批判的論文において特徴的なのは、自國のナロードニキ主義者は勿論、他國の學者の勞作をかなり驅使している點であろう。その内の著名なものあげれば、スペンサー、ミハイロフスキー、プリーストリ、ファイヒテ、シュタムレル、ベリンスキー、ジンメル、カルヴィン、ランプレヒト、ラッサール、ペレンス、ギゾー、トックヴィル、モンテスキュー、ヘルダー、ボーマルシェ、サント・ブーヴ、カール・イールといったところである。まず彼は必然性と自由の問題に取り組む。興味深いことには、歴史における個人の役割を過度に強調する主觀主義者に對して、過去の歴史において宿命論が必ずしも意志の無力をもたらさず、かえつて精力的活動の「心理的に必要な基礎」になると指摘している。その例示としてカルヴィン等の新教徒の近代市民社會成立期における前向き活動をあげている。ルターの「私はこう主張する。それ以外にはできないのだ」という「心理状態」は意識に反映した必然であつて、そこでは自由の排除が、自由のもつとも完全な表明である。即ち自由とは必然性の自覺である。即ち自らの行爲が、歴史上の「必然的な諸事件の連鎖における必要な一環」となつている場合にそのような自由と必然性の一致がおけると説く。必然性を自覺しているという限りで、彼は拘束されてい

るが、彼は「必然性の手段として」役立とうと望み、望まざるを得ないという點で自由である。では歴史における必然性とは何か？ 彼はここでランプレヒトの歴史觀を批判の素材として提出する。「われわれは、偉大な歴史的發展をつくり出すことはできない。人は事物の自然の成行を尊重し、すでに熟したものを確保するだけにとどまらねばならない。」ここでは歴史の總體的な發展が問題であり、個人は歴史的發展のたんなる一手段とされる。十八世紀のすべてを個人の自覺活動に歸着させる歴史哲學に對し、これは歴史を合法的な過程と見る新しい見解として生まれた。それは王政復古時代のフランスの歴史家によりフランス革命を對象としてうみだされた。しかしここではまだ歴史の發展と個人の役割、必然と偶然の關係は正しくとらえられていない。個人の役割は不當に過少に評價されている。サント・ブーヴはこのような傾向に反對してフランス革命の進行と歸結は革命を招きよせたもろもろの一段の原因によつて決定されると共に、革命がよびおこしたもろもろの情勢、さらに研究者の目にとまらぬ無數の小さな現象によつて決定されるといつている。即ちたとえば個人的な特徴の影響がそれであり、これを彼は偶然としてとらえている。しかしこのような個人の性格が社會の發展の要因であるのは社會的諸關係がそれを許すときだけに限られる。そしてこのような可能性は歴史の一段的發展にとつては一つの偶然性に門が開かれていることを意味する。その限りでサント・ブーヴのいうように歴史は決して偶然性を排除はしない。たとえばミラボーの死は革命の一般の進行にとつて偶然であつた。しかも彼の死は革命のその後の様相に影響したといえる。しかしフランス革命の諸原因

は社會的諸關係の性格のなかに存在した。それにより社會的要求が革命をよびおこした。しかもこの社會的諸關係の究極的原因は生産力の状態に依存する。すなわち「人類の歴史的發展の究極のもつとも一般的なる原因は、生産力の發展であり、人間の社會的諸關係における組織的變化はこれによつて制約されている。英雄か偉大な人物とはそのような社會的諸關係のそれ以前の發展によつてうみだされた新しい社會的要求に役立つた故に偉大なのである。歴史のこの一般的发展を法則に必然性としてとらえ、偶然性はその補足物であるとする。それ故に歴史の諸事件は個性的であり得るのである。

彼は更に第二論文「歴史の唯物論的理解について」においてもとくにイデオロギー問題を取りあげ鋭い分析をしている。特にデカルトの哲學と當時のフランスの關係を扱つてゐる部分は注目すべきであらう。

大體プレハノフの基本的な思想は以上の通りである。彼の批判は機械的な、固定的な必然と偶然の理解、偏つた歴史的發展と個人の役割についての評價にむけられた。その批判の基礎は辯證法的な決定論である。ことにその豊富な例示は、この論文に説得力を加えている。同時に彼の不充足さは指摘されなければならない。それは抽象による論理の形成において明白にあらわれる。具體的な現象を分析することにより(多くの例示によつて)批判することは正しい。しかし他方でその分析の基準に論理をより明確にしないと、批判としては不充足となるであらう。たとえば次の言葉はきわめて簡潔な、論理力にあふれた批判である。「人間の行爲の必然性を確定し、意志の自由にかんするくだらない作り話を排斥する決定論的思想

は、理性をも、人間の良心をも、人間の活動の評価をも、いささかも抹殺するものではない。まさにその反對である。決定論の見解のもとではじめて嚴密な正しい評價が可能となり、ありとあらゆるものを自由意志のせいに歸着させることがなくなる。同様に歴史の必然性の概念も、また歴史における個人の役割をいささかもそこなうものではない。全歴史は疑いもなく行爲者であるところの諸個人の活動から成りたつてゐる。個人の社會的活動を評價するさいに生じる現實の問題は、どのような條件のもとで、この活動に成功が保證されるか、また、この活動が相對立する諸行爲の大海に沈没してしまふ孤立的な行爲にとどまらないための保證は、どこにあるか、ということである。」(レーニン「人民の友」とはなにか)プレハノフの不充足さは歴史における偶然の問題を哲學との關連において徹底的には問題としていない點にある。したがつて歴史の法則性もはつきりとうきばりにされてこない傾向がある。歴史は個別的な人間の、また人間集團の行動を通じてのみ、自己を實現して行くのである。マルクスは、その事實を無視した場合に世界史は神秘化されるといつてゐる。しかし、この諸個人、諸集團の個別的な行動はその諸個人の主觀をこえた歴史的發展の一般的傾向により規定され、さらにそれを客觀的に形成して行くのである。そこで偶然性は生き、克服されるのである。しかもそれは諸個人の主觀をこえた歴史の必然性が自己を實現して行く過程である故に、あるものが立ち、あるものがたおれるまで一定の歴史的な目標に向い主體的な行動にである。歴史の法則が客觀的であることと、人間が歴史を創造して行くものだということは矛盾しない。主體的な行動に諸個人、諸

集團をかりたせるものは何であろうか。直接的にはそれはその諸個人、諸集團の主體的な條件とそこから生まれる必要 *need* であろう。ルターが「こうせざるを得ない」とウォルムスの帝國議會で叫んだときには彼は宗教改革の客觀的な成果をいついたわけではない。それは内側からの「絶対に命令者の必要」(マルクス「神聖家族」)でそう叫んだのである。石母田正氏は「歴史敘述と歴史科學」(理論二六・七號)の中で次のようにいわれる。「外部からの強制でなくて、内からの要求として、いかえればその人間の缺乏・必要・辛苦・憂慮・切迫としてそうせざるを得ないものとしてあらわれる……すなわち、必然性の主體的な實踐のあり方が『必要』であり、この『必要』に媒介されて、必然性は人間の行動のなかに、歴史の形成のなかに貫徹して行くのである。」この直接的な契機である必要はさらにその時代のもつ客觀的歴史的な矛盾によつてその内容を規定される。危険はこのような抽象による法則の把握が(現象から、本質を抽出すること)單なる公式主義におちいるところにある。より嚴密な論理をもつことが、より生き生きとした歴史敘述を創造しないとするれば「理論を任意の歴史時代に適用するのは、簡易な一次方程式を解くよりもずっと容易」(エンゲルス)となる。しかもルターの場合のような思想史等の領域では、一方においてその時代の緻密な具體的諸條件とその法則の究明と共に、他方において思想的な性格をおびた「必要」を具體的に研究することがきわめて大切である。その點でたとえバウエーバーの豊富な思想史的分析には學ぶべきものが多い。

エンゲルスも次のようにいつている。「吾々がいま研究している、

領域が經濟的なものから離れて、純粹に抽象的なイデオロギイ的なものに近づけば近づくほど、吾々はますますその發展のうち偶然なもののでてくるのを見出すようになりその曲線はますます紆餘曲折するようになる。しかしこの曲線の平均軸を圖に描くならば、諸君は觀察された時代がなく、とりあつかわれた地域が大きければ大きいほど、この軸がますます經濟的發展の軸に平行にはしることを見出すであろう。」(「シュタルケンブルグ宛の手紙」)

ただしウエーバーの弱點は問題の視點が、明確な歴史の論理にたつたものでないことにある。プレハノーフはウエーバーを直接批判はしていない。しかし歴史の動力として諸要因を見出し、何が歴史を形成して行くかについては不明確な態度をのこすミハイロフスキーを批判している。思想史、學說史、文學史の様な領域で、さらに正しい歴史理論の上に立つた、しかも具體的な諸研究がのぞまれる。その意味でこの本をふくめて未來社で今度出した社會科學セミナーのものにはビレンヌ、ウエーバー、ルカーチ、セリグマン、トルチ、コスミンスキー等讀んで役立つものが多い。(未來社刊、一七〇圓)

(寺尾 誠)

ハーサナイイ

『基數的厚生・個人主義的倫理・

效用のインタバースナルな比較』

J. C. Harsanyi: Cardinal Welfare, Individualistic Ethics and interpersonal Comparisons of Utility. "The Journal of Political Economy," Aug. 1955.

ピグーを頂點として代表されるナイーブな厚生概念は、ロビンソンの批判に耐え得るものではないことは明かであるが、それではそれに代り得るものとして何が考えられるか。ヒックス、カルドアの補償説や、バークソン、サミュエルソンの社會厚生函數の試みはこの課題に答えるものであつた。しかし效用の基數性については否定的である。ハーサナイイはこの點から厚生概念を再考しようとするものである。勿論このことはロバートソンが固執するよう(本誌四十九卷三號参照)基數的效用が直觀的・自明に存在するといふのではない。ハーサナイイは既に The Journal of Political Economy, Oct., 1953. の "Cardinal Utility in Welfare Economics and in the Theory of Risk-Taking" と題する論文を發表し、厚生經濟學における基數的效用と危険を含む選擇理論における基數的效用との間に同一原理があると斷定した。ここに紹介する論文はこの考えの上に立つものである。

さてハーサナイイは、まずフレミング規準 (A Cardinal Concept

書評及び紹介

of Welfare. "The Quarterly Journal of Economics," Aug., 1952.) を檢討することから始める。フレミング規準とは次のようなものである。

公準 A 社會的見地から、もし状態 X が状態 Y より選好されるなら、Y は X より選好されない。

公準 B 社會的見地から、X が Y より選好され Y が状態 Z より選好されるなら、X は Y より選好される。

公準 C 社會的見地から、X も Y も他より選好されないなら、そして Y も Z も他より選好されないなら、X と Z の何れも他より選好されない。

右の三つの公準は序列づけのために必要な條件である。

公準 D 個人 i が Y より X を選好し、他の個人は誰も X より Y を選好しないなら、X は社會的見地から Y より選好される。

この公準は「一般に受け入れられる」價值判斷を表明し、もし二個人の選好が衝突する時は、他の個人の選好が無影響であるなら、社會的選好は、當該二個人各々の選好について社會的重要性(それ自身の價值)を比較すればよいということである。

公準 E (1) 少くとも三個人がいる。(2) i 個人は X と X' 間及び Y と Y' 間に無差別であるが、X と X' を Y と Y' よりは選好する。更に i 個人は X・X' 間及び Y・Y' 間に無差別であるが、X・X' より Y・Y' を選好する。他のすべての人は X・Y 間及び X'・Y' 間に無差別である。この時社會的選好は彼らが X' と Y' 間になると同じく X と Y 間になされる。すなわち社會的見地から X が Y より選好されれば X' は Y' より選好されるし、もし X と Y とが社會的見地から無差別なら同じ